

戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の
協定第二十七条に基づく日本国政府とチリ共和国政府との間
の実施取極

(参考)

(訳文)

戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定第二十七条に基づく日本国政府とチリ共和国政府との間の実施取極

前文

日本国政府及びチリ共和国（以下「チリ」という。）政府は、
戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定（以下「基本協定」という。）第二十七条の規定に従って、

次のとおり協定した。

第一章 物品の貿易

第一条 魚及び魚製品に関する作業部会

1 各国の水産市場についての一層の相互理解を促進し、及び両国の水産業の間の密接な関係を増進するため、基本協定第二十七条の規定に従って設置される魚及び魚製品に関する作業部会（以下本条において

「作業部会」という。）は、次の情報を交換することを任務とする。

- (a) 各国の市場における魚及び魚製品（特にさけ及びます）の供給及び需要に関する情報
- (b) 各国からの魚及び魚製品（特にさけ及びます）の輸出に関する情報
- (c) 他の関連する情報（特にさけ及びますに関連するもの）

2 作業部会は、両締約国政府の代表者から成るものとし、また、両締約国政府以外の関係団体の代表者であつて、討議される問題に関連する必要な専門知識を有するものを招請することができる。

3 作業部会は、毎年一回又は両締約国政府が合意する頻度で会合する。

4 各締約国政府は、作業部会の会合から会合までの間において、両締約国政府間の連絡を円滑にするため、連絡部局を指定する。

第二章 税関手続

第二条 協力

1 両締約国政府は、関税法令の適正な適用を確保するため、並びに関税法令の違反及びその未遂を防止し、調査し、及び抑止するため、それぞれの税関当局を通じて相互に支援するよう努める。

2 両締約国政府は、次の事項について協力するよう努める。

(a) この章の規定及び基本協定第三章から第五章までの関連規定の実施及び運用

(b) 両締約国政府が締結している税関に係る事項に関する国際協定の実施及び運用

(c) 両締約国政府が合意する他の税関に係る事項

3 両締約国政府は、それぞれの税関当局を通じて、新たな及び簡素化された税関手続の研究、開発及び試験、取締りのための新たな装置及び技術の研究、開発及び試験、税関職員の訓練活動並びに税関当局間の人的交流の分野において協力するよう努める。

第三条 情報通信技術

両締約国政府の税関当局は、その税関手続を改善することを目的として、その税関手続における情報通信技術の利用を促進するために協同の努力を払う（最良の慣行を共有することを含む。）。

第四条 危険度に応じた管理手法

1 両国の間で取引される物品の通関を容易にするため、両締約国政府の税関当局は、危険度の高い物品の検査活動に集中することができ、危険度に応じた管理手法の制度であって、危険度の低い物品の通関及び

移動を簡素化するものを維持する。

2 両締約国政府は、セミナー及び研修課程を通じて、両国における危険度に応じた管理手法の使用及び危険度に応じた管理手法に関する技術の向上を促進するよう努める。

3 両締約国政府の税関当局は、危険度に応じた管理手法に関する技術その他の取締りのための技術に関して最良の慣行を共有する。

第五条 不正取引の取締り

1 両締約国政府の税関当局は、物品の不正取引の取締りの分野において協力する。

2 両締約国政府は、物品の不正取引の防止の分野において、関税協力理事会の下での地域的な協力を促進するよう努める。

第六条 知的財産権

両締約国政府の税関当局は、知的財産権を侵害する疑いのある物品の輸入及び輸出の取締りの分野において協力するよう努める。

第七条 税関手続に関する小委員会

1 基本協定第六十条の規定に基づき、税関手続に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）は、次の職員から成る。

(a) 日本国については、財務省及び外務省の職員並びに特例的な場合には討議される問題に関連する必要な専門知識を有する他の政府職員

(b) チリについては、税関庁及び外務省の職員並びに特例的な場合には討議される問題に関連する必要な専門知識を有する他の政府職員

2 小委員会の共同議長は、次のとおりとする。

(a) 日本国については、財務省の職員

(b) チリについては、税関庁の職員

3 小委員会は、両締約国政府の合意により、両締約国政府以外の関係団体の代表者であつて、討議される問題に関連する必要な専門知識を有するものを招請することができる。

第三章 最終規定

第八条 実施

この取極は、両締約国政府により、それぞれの国において効力を有する法令に従って、かつ、各締約国政府の利用可能な資源の範囲内で実施される。

第九条 見出し

この取極中の章及び条の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであつて、この取極の解釈に影響を及ぼすものではない。

第十条 効力発生

この取極は、基本協定の効力発生の際に効力を生じ、基本協定が有効である限り効力を有する。両締約国政府は、いずれかの締約国政府の要請に基づき、この取極の改正について相互に協議する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの取極に署名した。

二千七年三月二十七日に東京で、英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

麻生太郎

チリ共和国政府のために

アレハンドロ・フォックスレイ